

危険物法令

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦 2535 年・危険物法令

第一条（法令名）

本法令を仏暦二五三五年〔西暦一九九二年〕危険物法（プララーチャ・バンヤット・ワトゥ・アンタラーイ）と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報告示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は一九九二年四月六日〕

第三条（旧法廃止）

以下を廃止する。

- （一） 仏暦二五一〇年〔西暦一九六七年〕毒物法。
- （二） 仏暦二五一六年〔西暦一九七三年〕毒物法（第二版）

第四条（語義）

本法令において「危険物（ワトゥ・アンタラーイ）」とは以下のものを意味する。

- （一） 爆発物。
- （二） 可燃物。
- （三） 酸化物、過酸化物。
- （四） 毒性物質。
- （五） 病原物質。
- （六） 放射性物質。
- （七） 遺伝子突然変異をもたらす物質。
- （八） 腐食性物質。
- （九） 痒みを発生させる物質。
- （一〇） 人、動物、植物、財、環境に危険な化学物質やその他の物質。

「製造（パリット）」とは、製作、培養、配合、混合、変性、添加、分梱包、合梱包を意味する。

「輸入（ナムカオ）」とは、王国内に持ち込む、または通過させることを意味する。

「輸出（ソンオーク）」とは、王国外に送り出す、または送り出すための作業を意味する。

「売却（カーイ）」とは、商業上の利益のために販売する、配布することを意味するほか、売却のための所有も意味する。

「所有（ミー・ワイ・ナイ・クロープクローン）」とは、自らの、または他者のための所有、販売、輸送、使用、その他の目的での所有を意味するほか、占有地での放置、所在も意味する。

「ラベル（チャラク）」とは、危険物、または危険物の容器に示された、あるいは挿入、添付された絵図、人為の痕跡、意味内容を意味するほか、危険物使用の書類、説明書も意味する。

「化学兵器禁止協定（アヌサンヤー・ハーム・アーウット・ケミー）」とは、仏暦二五三六年一月一三日に締結された化学兵器の開発・製造・集積・使用を禁じ、破壊することについての国際協定を意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、危険物委員会を意味する。

「係官（パナックガーン・ジャオナーティー）」とは、本法令に基づく執行のために責任大臣が任命した者を意味する。

「責任大臣（ラッタモントリー・プーラッピチョーブ）」とは、第一九条に基づき危険物の管理責務を委任された機関の監督大臣を意味する。

第五条（責任大臣）

国防大臣、農業・協同組合大臣、運輸大臣、天然資源・環境大臣、エネルギー大臣、内務大臣、科学技術大臣、保健大臣、工業大臣は、本法令に基づく執行において、危険物委員会の書記及び書記補の業務を管理、振興、監督する。

工業大臣は本法令の末尾にあるレートを超えない範囲で手数料を規定する、手数料を廃止する、またはその他について規定する省令を制定する、もしくは布告を制定する権限を有する。

本法令に基づく執行のために、責任大臣は係官を任命する権限、及び布告を制定する権限を有する。

省令または布告は官報公示をもって施行することができる。

第一章 危険物委員会

第六条（委員会の構成）

工業省事務次官を委員長、警察庁長官、陸運局長、内国取引局長、医療局長、汚染管理局长、エネルギー事業局長、漁業局長、畜産局長、農学局長、医療科学局長、農業振興局長、食品薬事委員会事務局長、原子力平和利用事務局長、工業製品規格事務局長、国防省代表、運輸省代表、国家農業製品・食品規格事務局長、内閣が任命した10人以内の有識者を委員、工場局長を委員兼書記、エネルギー事業局代表、工場局代表、農学局代表、食品薬事委員会事務局代表、原子力平和利用事務局代表を書記補とする危険物委員会を設置する。

内閣が第一段に基づき任命する有識者委員は、化学、科学、工学、農学、法律に係る専門知識、業績、経験を有していなければならない。また少なくとも5人の有識者委員は公衆衛生、消費者保護、持続可能な農業、地域の危険物問題管理、または環境保護のための公益団体の代表でなければならない。

第七条（権限）

委員会は以下の権限を有する。

（一）危険物監督の方針、措置及び計画を定める。内閣が承認した時、関係機関はこれを行動指針とする。

（一／一）第一八条第二段、第三六条第一段に基づく布告制定において工業大臣に意見を具申する。

(二) 第二〇条、第二〇／一条、第三六条第三段、第三七条第二段、第四三条、第四四条、第四七条（五）に基づく布告制定で責任大臣に意見を具申する。

(三) 危険物登録または取り消しで係官に助言する。

(四) 危険物に係る件で、責任大臣、工業大臣、責任機関及び係官に進言、助言する。

(五) 危険物により困苦または被害を受けた者からの苦情を審査する。

(六) 公衆に危険物を通知、広報する。このとき危険物の名称または関係事業者の名を知らせることもできる。

(七) 危険物質に係る権限を有する係官、国の機関が、法律が規定した権限に基づき職務遂行するよう監督、助言、連絡する。

(八) 危険物質管理、危険物質による損害の防止、救済に関し、国の諸機関の職務遂行上の指針とするため、工業大臣を通じ内閣に意見を提出する。

(九) 法律が委員会の権限と規定したところに基づくその他の権限。

第八条（有識者委員の任期）

有識者委員の任期は一期三年とし、再任されることができ、連続二期までとする。

第九条（退任）

第八条に基づく任期による退任のほか、有識者委員は以下の時に退任する。

(一) 死亡した。

(二) 辞任した。

(三) 瑕疵、背任、非行、能力欠如・低下により内閣が解任した。

(四) 破産者となった。

(五) 無能力者、または準無能力者となった。または

(六) 確定判決で禁錮刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪である場合を除く。

第一〇条（新有識者委員の任期）

有識者委員の任期中に増員、補欠のため新たな有識者委員を任命する場合、新たに任命された有識者委員の任期は、先に任命された委員と同じとする。

第一一条（続投）

有識者委員の任期が切れたものの、新委員がまだ任命されていない場合、任期が切れた委員は新委員が任命されるまでその任にとどまる。

第一二条（会議）

委員会の会議は全委員の過半数の出席をもって成立する。委員長が会議に出席しない場合は、出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。ある件について個人的な利害関係を有する委員は、その件について投票する権利を失う。

第一三条（小委員会）

委員会は、委員会の委任に基づき審議、執行する小委員会を任命する権限を有する。

委員会は小委員会の会議、職務について規定する。

第一四条（権限）

職務遂行にあたり、委員会または小委員会は必要に応じ、いずれかの者に証言させる、または書類、物品を提出させるために召喚状を出す権限を有する。

第二章 危険物管理

第一五条（他の法律）

いずれかの件について特に規定のある法律がある場合、その法律を適用するが、しかるべき事由のあるときは、委員会がその法律の主務大臣の承認を得て、本法令をその法律に代えて、または増補する形で適用するよう決定することができる。このとき、その決定の中で適用期間、要件を設けることもできる。

第一段に基づく決定は、その法律の主務大臣が官報で公示した時に施行することができる。

第一五／一条（国際条約・協定）

本法令遵守のための委員会の決定、意見具申、他の法律の主務大臣の承認、及び工業大臣または責任大臣の布告制定においては、化学兵器禁止協定、及びその他の条約、国際義務を考慮する。

第一六条（勅令による禁止）

人、動物、植物、財、環境に危険が及ぶのを防止するために必要である場合、勅令をもって特定の危険物の占有、販売、使用を禁止するための区域を指定することができる。

第一七条（情報センター）

工業省内に危険物情報センターを設置して、官民の危険物情報の中心及び調整センターとし、外国での存在から輸入、国内製造、移動、使用、破壊、その他関連事項に到るまでの危険物に係る全種類の情報サービスを手掛ける。

第一八条（分類）

管理の必要上から危険物質を以下のように分類する。

（一）第一種危険物。規定された原則、方法に従い製造、輸入、輸出、保有されなければならない危険物。

（二）第二種危険物。係官に届け出た上で、規定された原則、方法に従い製造、輸入、輸出、保有されなければならない危険物。

（三）第三種危険物。許可書を得た上で製造、輸入、輸出、保有されなければならない危険物。

（四）第四種危険物。製造、輸入、輸出、保有を禁止する危険物。

人、動物、植物、財、環境に危険が及ぶのを防止及び抑制するために、工業大臣は委員会の意見により危険物の名称及び性質、危険物の種類、禁止期間、当該危険物の管理責任機関を官報で公示する権限を有する。

第一九条（管理責任機関）

中央行政省庁のある部署が、本法令に基づく執行で、ある危険物の管理責任者となるよう申請してきた時、委員会は第一八条第二段に基づく布告制定のために審議した上で、工業大臣に意見を具申する。管理責任者となる部署は、その危険物に関し全部または一部の責務を有する。このときその部署の専門性、人員規模、主業務との関係、責務の仕事量を勘案する。

委員会が別段の意見を有する場合、その申請部署の監督大臣は三〇日以内に委員会に対し確認する。この場合、内閣に決定してもらうために工業大臣に提出する。

第二〇条（責任大臣の規定権限）

責任大臣は委員会の意見をもとに、以下について官報で公示する権限を有する。

（一）国際条約、国際義務を考慮しつつ、人、動物、植物、財、環境へ危険の危険を管理、防止、軽減、抑制するために、危険物の量、構成、性質及び添加物、容器、検査方法、並びに容器、ラベル、製造、輸入、輸出、販売、輸送、保管、駆除、破棄の検査、危険物の容器についての実施、危険物質に係る事実関係の報告、サンプルの提出、またはその他の事項を定める。

（一／一）危険物に係る知識の移転があるようにし、事業により生じうる環境、健康衛生、生命または財産への損害の補償があるように定める。

（二）（一）または（一／一）に基づく何らかの遂行のための専門家または責任者を置くことを定める。

（三）危険物の主成分の重量についての誤差基準を定める。

（四）当該危険物質の登録手順を定める。

（五）危険物の名称または性質、及び第三六条に基づき免除を受ける場合を示す。

第二〇／一条（専門家の行動原則）

危険物に係る手続きに義務責任を有する専門家または責任者は、委員会の意見のもとに責任大臣が官報公示により定めた原則、方法及び要件を遵守する。

第二一条（第一種危険物の取扱）

第一種危険物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者は第二〇条（一）（一／一）（二）及び（三）に基づき出された責任大臣の公示に従わなければならない。

第二二条（第二種危険物の取扱）

第三六条の規定下に、第二種危険物の製造、輸入、輸出、保有を禁じる。ただし当該行為について事前に係官に届け出た場合はその限りではない。

いずれかの物が第二種危険物であると公示された時、当該危険物の製造者、輸入者、輸出者、保有者は、その時点でなしていた自己の業務を、当該公示で定められた期間内に係官に届け出る。

係官が第一段または第二段に基づく届出を受けた時、届出人に届出の証拠として届出受理書を交付する。届出受理書はその届出受理書に定められた期限を有するが、その期限は公布日から3年を超えないものとする。

届出、届出受理書の交付、期限延長申請、及び届出受理書の期限延長申請は、責任機関が官報公示により定めた原則及び方法に従う。

第二種危険物の製造者、輸入者、輸出者、保有者は第二〇条（一）（一／一）（二）及び（三）に基づき出された責任大臣の公示に従わなければならない。

第二三条（第三種危険物の取扱）

第三六条の規定下に、第三種危険物の製造、輸入、輸出、保有を禁じる。ただし係官から許可を得た場合はその限りではない。

許可申請及び許可は省令で規定した原則及び方法に従う。当該省令には履行しやすいようにはっきりと許可できる場合とできない場合を規定する。ただし将来予測が困難であり、許可審査期間をはっきりと規定できない場合を除く。

第三種危険物の製造者、輸入者、輸出者、所有者は第二〇条（一）（一／一）（二）及び（三）に基づき出された責任大臣の布告に従わなければならない。

第二四条（許可書申請）

いずれかの物が第三種危険物であると公示された時、当該危険物の製造者、輸入者、輸出者、保有者は、当該布告が定めた期間内に第二三条に基づき許可書取得を申請する。申請中においてその者は、係官がその申請を却下するまで事業を継続することができる。

第二五条（許可書の改訂増補）

すでに発行された許可書について、その後法律または状況が変わった、または安全保護のための重要な事由があるとき、許可書発行権限を持つ係官は、必要に応じて許可書にある条件を改訂増補する権限を有する。

第二六条（有効期限）

本法令に基づき発行された許可書は、許可書に示された期限のみ有効とする。ただしその期限は許可書発行日から3年以内とする。

第二七条（許可書延長申請）

許可書期限の延長を希望する許可書取得者は、期限が切れる前に申請する。当該申請を出した時、許可書取得者と同じ地位にあるものとみなし、係官がその許可書の延長を却下するまで事業を続行することができる。

許可書の延長申請と延長許可は省令で定めた原則及び方法に従う。

第二八条（不服申し立て）

係官が許可書発行または許可書延長を却下した場合、許可申請者または許可書延長申請者は、係官から却下の通知書を受け取った日から30日以内に、責任大臣に不服を申し立てる権利を有する。責任大臣の決定は最終的なものとする。

第二九条（強制売却）

係官が許可書延長を許可しない、あるいは責任大臣が許可書延長の不服申立てを却下したとき、許可書延長申請者は、許可書延長不許可または責任大臣の不服申立て却下決定を知った日から3か月以内に、保有する危険物質を売却する。当該期限を超過した場合は、第五二条第二段、第三段及び第四段を準用する。

第三〇条（代用書）

許可書または危険物登録証明書が紛失、かすれ、重要部分について損壊したとき、許可書取得者は紛失、かすれ、損壊を知った日から15日以内に係官に許可書または登録書の代用書の発行を申請する。

第三一条（許可書の掲示）

3か月以上の期限を持つ許可書取得者は、その許可書に示された作業所の公開され、視認しやすい場所に許可書を掲示しなければならない。

第三二条（許可停止）

許可書取得者に本法令に対する違反、不履行があったことが明らかである時、係官は1年以内の相当の期間にわたってその許可書の使用停止を命じる権限を有する。重大なケースであれば許可書取り消しを命じることもできる。

第三三条（不服申し立て）

第三二条に基づき許可書使用停止または取り消しを命じられた者は、その命令を知った日から30日以内に、責任大臣に不服を申し立てる権利を有する。責任大臣の決定は最終的なものとする。

第一段に基づく不服申立ては許可書使用停止または取り消しを猶予しない。

第三四条（強制売却）

第三二条に基づき許可書の取り消しを命じられた者は、許可書取り消し命令または責任大臣の不服申立て却下決定を知った日から3か月以内に所有する危険物を売却しなければならない。当該期限を超過した場合は、第五二条第二段、第三段、第四段を準用する。

第三五条（再申請）

許可書取り消しを受けた者は、許可書取り消しを受けた日から5年が経過するまでは、新たに許可を申請することはできない。

第三六条（危険物リスト）

工業大臣は委員会の意見をもとに、一般的にはつきり認識できる危険をもたらすような製造工程及び態様にある危険物のリストを官報で公示する。

第一段に基づく布告のリスト外にある第二種または第三種危険物の製造または輸入は、事前に係官に登録申請しなければならず、登録証明書を受け取った時に第二二条に基づく製造、輸入、あるいは第二三条に基づく製造、輸入のための許可書発行ができる。ただし同種危険物がすでに他の者により登録されている場合、またはしかるべき事由のある他の場合に、責任大臣が登録を免除する布告を出したときはその限りではない。危険物登録証明書は公布日から6年以下の期限を有する。

危険物の登録申請及び危険物登録証明書の交付及び期限延長は、責任大臣が委員会の意見をもとに官報公示により定めた原則及び方法に従う。

第三七条（登録を定めた他の法律との関係）

危険物のサンプルとして製造、輸入するにあたって必要な危険物を登録する、または危険物製造で使用するために必要な他の危険物を登録するにあたって、その危険物の製造または輸入に対し許可または登録を求める法律がある場合、登録申請者は本法令に基づき、その危険物の製造または輸入のために登録申請することができ、その法律に規定された手続き及び方法に基づく遂行を免除する。

第一段に基づく製造または輸入は、責任大臣が委員会の意見をもとに官報公示により定めた原則及び方法に従う。

第三八条（登録禁止のケース）

委員会が以下のように判断した時、係官が危険物の登録をすることを禁止する。

（一）登録申請された危険物には、登録申請に示された効能がない。あるいは使用された場合、人、動物、植物、財、環境に通常の方法では防止できない危険が及ぶ。

（二）登録申請された危険物の名に誇張がある、または不適當である、もしくはは事実と異なる誤解が生じる。

（三）登録申請された危険物が贗の危険物である。または係官が登録取り消しを命じた危険物である。

係官の登録受理却下命令は最終的なものとする。

第三九条（リスト改定）

人、動物、植物、財、環境の保護のために、係官は委員会の助言をもとに必要に応じて登録リストの改定を命じる権限を有する。

第四〇条（登録取消）

登録された危険物で、後に登録に基づく利益がなくなった、または使用された場合、人、動物、植物、財、環境に通常の方法では防止できない危険が及ぶことが明らかであれば、係官は委員会の助言をもとにその危険物の登録を取り消す権限を有する。

係官の登録取消命令は最終的なものとする。

いずれかの危険物登録の取消があった時、その危険物の製造、輸入、輸出、または保有における権利はなくなる。

第四一条（登録取消危険物の廃棄）

登録を取り消された危険物の所有者は、係官が定めた期間内にその危険物を廃棄するか、係官の命令に基づく遂行をなさなければならず、第五二条第二段、第三段、及び第四段を準用する。

第四二条 廃止

第四三条（第四種危険物の取扱）

第四種危険物の製造、輸入、所有を禁じる。ただし実験室における分析で使用するために特別なケースとして責任機関から文面で許可を得た場合はその限りではない。許可申請、許可は委員会の意見のもとに責任大臣が官報公示により定めた原則、方法及び要件に従う。

工業大臣がいずれかの物質について第四種危険物であることを布告した時、製造者、輸入者、保有者は係官の命令に従う。このとき第四一条を準用する。

第四四条（免除）

責任大臣は委員会の意見をもとに、以下の危険物に対し、本法令に基づく遂行を全部または一部免除することを布告する権限を有する。

（一） その態様または量により小さな危険しかもたらさない、または本法令に基づく諸対策が過度の負担をもたらすような危険物。

（二） 省、庁、局、地方自治体、国営企業、国の機関、タイ赤十字社、または相当との判断に基づき定めたところのその他機関が所有する危険物。

第四五条（取扱禁止）

以下の第一種、第二種、第三種危険物の製造、輸入、輸出、保有を禁じる。

（一） 賸の危険物。

（二） 基準外の危険物。

（三） 品質が劣化した危険物。

（四） 登録が必要でありながら登録されていない危険物。

（五） 登録を取り消された危険物。

第一段に基づく保有は、廃棄、もしくは係官への引き渡し時における占有、または法律で定められた義務に基づくその他の遂行のための占有を意味しない。

第四六条（占有者の手続）

自己の占有する危険物が第四五条に基づく危険物であることを知る者は、第二〇条（一）に基づき制定された布告で定められた原則及び方法に従い、その危険物を廃棄する、または係官に届け出る、もしくは係官に引き渡さなければならない。

第四七条（贋の危険物）

以下の危険物または物は贋の危険物とみなす。

- （一）危険物を全部または一部模造した物。
- （二）別の危険物の名称を表示した危険物、または事実より長く使用期限を表示した危険物。
- （三）事実でない製造者または製造場所の名称またはマークを表示した危険物。
- （四）事実はそうでないにもかかわらず登録済みであることを表示した危険物。
- （五）責任大臣が委員会の意見をもとに官報公示により定めたレベルで、第二〇条（三）に基づく重量誤差基準を超えた主成分、または少ない主成分により製造された危険物。

第四八条（基準外の危険物）

以下の危険物は基準外の危険物とみなす。

- （一）第二〇条（三）に基づく誤差基準を超えて主成分が過少、または過大であるが、第四七条（五）に基づく規定の水準には達しないで製造された危険物。
- （二）危険物の性質にとって重要な純正さ、添加物、その他の態様が、規定された基準または登録された基準を逸脱して製造された危険物。

第四九条（品質劣化危険物）

以下の危険物は品質が劣化した危険物とみなす。

- （一）ラベルに示された使用期限を超過した危険物。
- （二）第四七条（五）に基づく贋の危険物または基準外の危険物と同様の態様に変質した危険物。

第五〇条（ラベル）

いずれかのラベルが第二〇条（一）に従っていないと判断した時、委員会は製造者または輸入者に対し、当該ラベルの使用禁止、または是正を命じる権限を有する。

第五一条（広告）

危険物質の広告の統制は消費者保護法に従い、広告統制に資するために、第二〇条（一）に基づくラベル規定のある危険物を消費者保護法に基づきラベル監督委員会が統制する商品とみなす。

第五二条（是正命令）

危険物の製造者、輸入者、輸出者、保有者で、本法令に違反した、または従わない者が明らかになった時、係官はその者に対し、違反行為をやめさせる、または解決する、是正するよう命じる権限を有する。相当の事由がある場合、係官はその者に対し、その危険物の製造者または送り主に返却するため、もしくはその他の望ましい措置のため、係官が規定した原則、方法、条件に基づく輸出を許可する。

第一段に基づくケースがあった時、当該危険物の製造者、輸入者、輸出者、保有者が能力欠如またはその他の事由で是正できないことが明らかであれば、破棄、またはケースごとの状況に合わせた処理のために、当該危険物によって生じる危険性を考慮した上で、係官はその者に対して、当該危険物を指定した場所で係官に引き渡すよう命じる権限を有する。

その危険物質が売却できる場合、係官は引き渡しを受けてから3か月以内に競売に付す、または国の機関に売却する。売却金は保管、販売及び関係費用を差し引いた上で、持ち主に返還するため保管しておく。ただし3か月以内に売却できない場合、係官が時間のそれ以上の経過が危険性をもたらす、あるいは負担が大きすぎると判断すれば、係官は廃棄または状況に合わせた処理を命じる権限を有する。

廃棄または状況に合わせた処理をしなければならない場合、生じた費用は所有者が支払う、または公的機関に弁済する義務を有する。

第五二／一条（危険な営業）

危険物の製造者、輸入者、輸出者、もしくは保有者が事業所内、事業所周辺の人の財産にとって危険、損害、困苦を及ぼす恐れのある態様の事業を営んでいることが明らかであれば、係官はその者に対し、係官が定めた原則、方法及び要件に従って当該行為を是正するよう命じる権限を有する。

第五三条 廃止

第五四条（係官の職務権限）

係官は職務遂行において以下の権限を有する。

（一）危険物、危険物容器、帳簿、書類、その他危険物に係る物品を調べるため、危険物に係る事業所、危険物製造所、危険物保管所、またはそうした場所と思われる場所に、日照時間内または当該場所の業務時間内に立ち入る、または危険物を積載した、もしくは積載が疑われる輸送機械に立ち入る。

（二）調査サンプルとするために危険物または危険物と思われる物品を適量持ち出す。

(三) 本法令への違反があると信じられる事由がある場合の、危険物、危険物容器、帳簿、書類または関係品の搜索、隔離、押収、差し押さえ。

(四) 審査のためにいずれかの者に証言させる、または書類もしくは物品を提出させるため召喚状を発行する。

第五五条（押収品の処理）

第五四条（三）に基づき押収、差し押さえた危険物、危険物容器、帳簿、書類、物品が損壊しやすいものである、あるいは保管が損害または危険につながるか、費用がその物品価値を超える場合、係官は当該危険物によって生じる危険性を勘案しつつ、廃棄またはケースごとの状況に合わせて処理する権限を有する。このとき第五二条第三段、第四段を準用する。

係官が押収、差し押さえた物品が第八八条に基づき没収しなければならない財ではないと審査の上で判断した、あるいは検察官が不起訴を決定した場合、係官は遅滞なく差し押さえを解除する、またはその危険物、危険物容器、帳簿、書類、物品を、返還を受けることのできる者に返還する。

押収、差し押さえた物品の返還、または売却金の返還があった場合、書留郵便で返還を受けることのできる者の居住地に返還を通知する。返還を受けることのできる者が判らない、あるいは判っているが居住地が判らない場合は、その物品を押収、差し押さえた土地で流布している新聞一紙に公告した時、または新聞公告が返還物品の価値から見て見合わなければ、その土地の郡役所に15日以上公示したとき、新聞公告から七日間が経過した時点、または郡役所での公示期限が経過した時点で通知したものとみなす。

返還を求める者は、新聞公告によって生じた国の諸経費を、その額の20%の割増金と共に弁済しなければならない。

返還を受けることのできる者を探し出せず返還できなかった場合は、その物品または金銭を保管する。返還を受けることのできる者に通知してから1年以内に、その者が受け取りに現れなかった場合は国が没収する。

第五六条（身分証明書）

係官は職務遂行において身分証明書を関係者に提示しなければならない。係官の身分証明書は責任大臣が定めた書式に従う。

第三章 民事上の義務及び責任

第五七条（他の章・法律との関係）

本章の内容規定は他の章の内容規定、または他の法律の内容規定下にある者の民事上の義務及び責任を取り消す、または制限するものではない。

第五八条（危険物の公示）

本章に基づく義務及び責任の規定に資するために、工業大臣は本章の内容に基づき危険物とみなされる物を官報公示により定める権限を有する。

第五九条（製造者の注意義務）

危険物製造者は、製造で使用する原材料の調達、信頼できる製造方法及び工程の規定、使用、移動、輸送するにあたって堅固で安全な容器の調達、危険性をはっきり示すラベルの用意、保管の適切性、当該危険物の受取人、または受取予定人の適正査定に注意を払わなければならない。

第六〇条（輸入者の注意義務）

危険物の輸入者は、製造者の選定、危険物の性質の査定、容器及びラベルの適正の査定、輸送手段及び運送人の選定、保管の適切性、当該危険物の受取人、または受取予定人の適正査定に注意を払わなければならない。

第六一条（運送人の注意義務）

危険物の運送人は、運送に当たっての使用物または輸送機械及び設備の適正、容器及びラベルの適正、輸送方法の適正、輸送機械への積載方法の適正、被雇用者もしくは労務提供者の信頼性の査定に注意を払わなければならない。

第六二条（所有者の注意義務）

危険物の保有者は、その危険物の製造者、輸入者または調達人の信用性、容器及びラベルの適正、保管の適正、当該危険物の受取人、または受取予定人の適正査定に注意を払わなければならない。

第六三条（損害賠償責任）

危険物の製造者、輸入者、運送人、保有者は、自ら占有する危険物によって発生した損害に責任を負わなければならない。ただし不可抗力により損害が生じた、または被害者の過失により生じたことを証明できる場合はその限りではない。

第六四条（売り手の損害賠償責任）

危険物の売却人または引渡人は、その危険物により発生した売却、引渡相手の損害に責任を負わなければならない。ただし不可抗力により損害が生じた、または被害者の過失により生じたことを証明できる場合はその限りではない。

第六五条（雇用者の共同責任）

使用者、被代理人、雇用主または事業主は、第六三条または第六四条に基づく者がその使用者、被代理人、雇用主または事業主に提供した労務においてなした過失結果に共同で責任を負わなければならないが、当該人物から補償を受ける権利を有する。ただし、そうした行為をもたらしたこと、またはそうした過失を直接的にもたらした人物の選定、監督、その他の件で部分的に責任がある場合はその限りではない。

第六六条（販売関係者の共同責任）

製造者、輸入者、卸売人、小売人、仲買人、及び製造者から第六三条または第六四条に基づく過失が発生した時点での責任者に到るまでの全ての段階での販売頒布の関係者は、その過失結果に共同で責任を負わなければならない。

第六七条（賠償請求権の時効）

本法令に基づく危険物により発生した損害の賠償請求権は、被害者が損害の原因である危険物及び損害賠償をなすべき者を知った日から3年が経過した時に時効成立となる。

賠償金を支払うべき者と受け取る権利を有する者の間で支払われるべき賠償金に係る協議があるとき、その協議が合意できないことが明らかになるまで時効は停止する。

第六八条（求償権）

第六三条、第六四条、第六五条、第六六条に基づき責任を負わなければならない者で、すでに被害者に対し賠償金を支払った者は、危険物の引渡人または労務提供人、及び製造者に到るまでの当該危険物の引渡に関係する何らかの者または複数の者に対し、求償する権利を有する。その求償権は自ら賠償金を支払った日から3年以内に行使しなければならない。ただしその求償権を行使する者が過失の発生を意図的に、または怠慢によりもたらした者である場合は、その者は自らの責任を超えた部分に対してのみ求償する権利を有する。

第六九条（検察官の賠償請求の訴え）

危険物が入、動物、植物、環境に損害を及ぼした場合、国が復旧のため、または所有者のない財または天然資源への被害のため援助、移動、復旧、軽減、駆除で費用を拠出しなければならない、あるいは国有財産への被害により損害を受けたときは、当該危険物の監督責任機関から訴えがあった時、検察官は国の損害への賠償請求でいずれかの者に対し訴える権利を有する。

第四章 罰則規定

第七〇条

第一四条に基づく委員会または小委員会の命令に従わず、あるいは第五四条（四）に基づく係官の召喚状に従わず、証言しなかった、または書類、物品を提出しなかった者は、1か月以下の禁錮、もしくは1万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七〇／一条

第二〇／一条に従わなかった者は、6か月以下の禁錮、もしくは5万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七一条

第二一条、第二二条第五段、第四一条、または第四三条第二段に従わなかった者は、6か月以下の禁錮、もしくは5万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七二条

第二二条第一段に違反した、または第二二条第二段、第二三条第三段に従わなかった者は、1年以下の禁錮、もしくは10万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七三条

第二三条第一段に違反した者は、2年以下の禁錮、もしくは20万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七四条

第四三条第一段に違反した者は、10年以下の禁錮、もしくは100万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく行為が当該危険物の輸入者、輸出者、保有者の行為であったときは、80万バーツ以下の罰金に処する。

第七四／一条

第一八条の工業大臣の布告に基づく化学兵器禁止条約に示された毒性化学物質もしくは毒性化学物質製造で使用する物質である第三種危険物または第四種危険物に係る部分において、第七三条または第七四条に基づく罰則のある違法行為の利用者、または支援者はその罪を犯した者と同じ罰に処する。

第七四／二条

第一八条の工業大臣の布告に基づく化学兵器禁止条約に示された毒性化学物質もしくは毒性化学物質製造で使用する物質である第三種危険物または第四種危険物に係る部分における第七三条もしくは第七四条に基づく違法行為は、違法行為者がタイ国籍を有する場合、王国外での行為であっても王国内で罰を受けなければならない。

以下の場合、その行為により王国内でその者をさらに罰することを禁じる。

(一) 外国の裁判所が確定判決でその者を釈放した。

(二) 外国の裁判所がその者に有罪判決を下し、すでに刑罰を受けた。

外国の裁判所の判決に基づきその行為で刑罰を受けたが、刑罰がまだ残っている場合、裁判所はその違法行為に対し法律が定めたところより少ない刑罰に処するか、または罰しないこともできる。ここにその者がすでに受けた刑罰を考慮する。

第七五条

通常の方法では防止できない危険性により登録を取り消された場合の第四五条（一）または第四五条（五）の違反者は、第三種危険物に係る行為であれば7年以下の禁錮、もしくは70万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく行為が当該危険物の輸入者、輸出者、保有者の過失行為であったときは、50万バーツ以下の罰金に処する。

第七六条

登録上の効能がないために登録を取り消された場合の第四五条（二）または第四五条（五）の違反者は、第三種危険物質に係る行為であれば5年以下の禁錮、もしくは50万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく違反が当該危険物質の輸入者、輸出者、所有者の行為であったときは、40万バーツ以下の罰金に処する。

第七七条

第四五条（三）の違反者は、第三種危険物質に係る行為であれば1年以下の禁錮、もしくは10万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく違反が過失行為であったときは、8万バーツ以下の罰金に処する。

第七八条

第四五条（四）の違反者は、第三種危険物質に係る行為であれば3年以下の禁錮、もしくは30万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七九条

第二種危険物質に係る第七五条、第七六条、第七七条、第七八条に基づく行為をなした者は、各罰則規定の三分の二の罰に処する。

第八〇条

第一種危険物質に係る第七五条、第七六条、第七七条、第七八条に基づく行為をなした者は、各罰則規定の二分の一の罰に処する。

第八一条

許可書取得者で第三〇条、第三一条に従わなかった者は、1万バーツ以下の罰金に処する。

第八二条

自己または他者の危険物に係る原産地、性質、品質、量またはその他重要部分において誤解をもたらす目的で、もしくは誤解が生じることを知りながら、虚偽の内容のラベルを作成または使用した者は、1年以下の禁錮、もしくは10万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく行為者が、初回の行為から6か月以内に再び同じ行為をなした場合は、2年以下の禁錮、もしくは20万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八三条

ラベルなしで、またはラベルがあってもラベル、ラベル表示が不適正なまま危険物を販売した者、もしくは第五〇条に基づき委員会が使用を禁止した、または是正を命じたラベルを有する危険物を販売した者は、6か月以下の禁錮、もしくは5万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一段に基づく行為が過失によるものであれば、4万バーツ以下の罰金に処する。

第一段に基づく行為が製造者または輸入者によるものであれば、1年以下の禁錮、もしくは10万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八四条

第二章の内容規定に基づく何らかの危険物において、意図的に、または不注意により、違法なラベルの作成を請け負った、もしくは違法なラベルの貼付を請け負った、または合法的ラベルの重要部分の損壊を請け負った者は、6か月以下の禁錮、もしくは5万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八五条

第五二条第一段に従わなかった者は、3か月以下の禁錮、もしくは3万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八五／一条

第五二／一条に基づく係官の命令に従わなかった者は、3か月以下の禁錮、もしくは3万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八六条

第五四条に基づく係官の任務遂行に対してしかるべき便宜を供しなかった者は、1か月以下の禁錮、または1万バーツ以下の罰金に処する。

第八七条

第七一条または第七二条への違反で裁判所が何らかの者に有罪判決を下し、許可書取得を免除されている場合で、その者に再犯のおそれがあれば、裁判所は判決において、刑罰終了後5年以内の期間にわたり危険物に係る事業を禁止することもできる。

第八七／一条

本法令に基づく違法行為を事由として刑罰を受けた者が、同じ規定における違法行為を重ねた場合、裁判所はその者に対し、その違法行為の罰の2分の1を付加する。

第八七／一条

法人が本法令に違反した場合、その法人の取締役、マネージャー、または専門家、その違反行為で義務責任を有する特定の者、もしくはいずれかの者がそ

の行為に対する罰の責に任じる。ただし自己が知らないところでなされた、または承諾していなかったことを証明できるときはその限りではない。

第八八条

本法令に基づかず製造、輸入、輸出、保有され、裁判所が押収の判決を下した危険物、当該危険物の容器、関係する機具・設備は、廃棄またはしかるべき処理のため当該危険物の監督責任機関に提出する。

廃棄が必要な場合、裁判所は所有者が発生する費用を国に支払うよう判決で命じる。

第八九条

本法令に基づく禁錮刑1年以下、または罰金刑のみの一連の罪は、委員会、または委員会が委任した小委員会、係官が略式命令を下す権限を有し、違法行為者が略式命令の通知を受けた日から30日以内に略式命令に基づく罰金を支払った時、刑事訴訟法典に基づき事件は終結したものとみなす。

委員会が相当と判断した場合、小委員会を設置して、または係官に略式処分権限を付与することもできる。ここに略式処分は委員会が定めた原則及び方法に従う。

本法令への違反に関連して証拠物件として押収、差し押さえがあった場合、第一段または第二段に基づき略式命令を下す権限のある者は、以下の時に略式命令を下すことができる。

(一) 正しい改善が可能な場合、違反者が差し押さえられた証拠物件の改善に承諾し、これを改善した時。

(二) 正しい改善が不可能な場合、違反者が押収、差し押さえられた証拠物件を当該危険物の監督責任機関に譲渡することに承諾した時。

承諾者が証拠物件を正しく改善した場合、係官はその証拠物件の差し押さえを解除する。

当該危険物の監督責任機関に移管された一連の物品は責任大臣が規定した規則に従い管理される。

経過規定

第九〇条

毒物法に基づき申請された許可申請で審査中のものは、本法令に基づく申請とみなす。許可申請内容が本法令に基づく許可申請と異なる内容である場合は、許可権限者は必要に応じて本法令に従うよう改定増補を命じる権限を有する。

第九一条

本法令が施行される前に毒物法に基づき発行された許可書及び登録書は期限切れまで継続して使用することができる。

第九二条

本法令が施行になった日から6か月以内に、毒物法に基づき一般毒物及び劇性毒物として布告された一連の物質または物品を審査し直し、本法令に基づく第一種、第二種、第三種、第四種危険物質として布告する。

第一段に基づく実施がまだ完了しない間は、毒物法の内容規定を適用することができる。ただし毒物委員会に係る規定は本法令の危険物質監督委員会に係る規定を適用する。また毒物法と相反、矛盾しない限り、本法令は直ちに効力を発する。

第九三条

毒物法に基づき制定された省令及び布告は本法令に相反、矛盾しない限り、継続して適用する。

手数料

- (一) 危険物登録証明書 一部 1万5000バーツ
 - (二) 危険物製造許可書 一部 2万バーツ
 - (三) 危険物輸入許可書 一部 2万バーツ
 - (四) 危険物輸出許可書 一部 2万バーツ
 - (五) 危険物所有許可書 一部 2万バーツ
 - (六) 危険物サンプル製造許可書 一部 2000バーツ
 - (七) 危険物サンプル輸入許可書 一部 2000バーツ
 - (八) 危険物登録証明書の代用書 一部 1000バーツ
 - (九) 許可書代用書 一部 1000バーツ
 - (一〇) 危険物登録証明書の期限延長 危険物登録証明書の発行手数料と同額
- 額
- (一〇) 許可書期限延長 各許可書発行手数料と同額

(おわり)